

個人向け外貨定期預金商品説明

あおぞらUSDドル定期・あおぞら豪ドル定期

(2018年11月14日現在適用中)

項目		内容										
1	商品名	○個人向け外貨定期預金 米ドル建て個人向け外貨定期預金の愛称: あおぞらUSDドル定期 豪ドル建て個人向け外貨定期預金の愛称: あおぞら豪ドル定期										
2	期間	○1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 利息(源泉税控除後の利息となります。)を元金に組入れて前回と同一の期間・同一の通貨の個人向け外貨定期預金に自動的に継続する「元利金自動継続型」のみのお取扱いとなります。 ※継続停止をご希望のお客さまは、満期日(継続をしたときはその満期日となります。満期日が銀行休業日に該当した場合は翌営業日となります。以下同じです。)の前取引日までに、その旨の申出をしてください。満期日以後の取引日に元利金を一括して支払います。										
3	ご利用いただける方	○個人のお客さま (日本国内に居住する満20歳以上の方に限ります。また、お手続きはご本人さまに限らせていただきます。)										
4	取扱通貨	○米ドル ○豪ドル										
5	発行形態	○ステートメント方式(通帳、証書は発行いたしません。)										
6	届出印鑑	○共通印鑑としてお届出の印鑑をもって届出印鑑とさせていただきます。										
7	お取引方法	○お取引は、店頭、テレフォンバンキング、インターネットバンキングいずれも可能です。 ただし、以下の場合はお取引できませんのでご注意ください。 【テレフォンバンキング】1回の取引金額が10万通貨単位以上の通貨の交換を伴うお取引。 【インターネットバンキング】1回の取引金額が5万通貨単位以上の預入。 通貨の交換を伴う中途解約。										
8	取引日・時間	<p>【店頭、テレフォンバンキング】 ○日本の銀行営業日で、10:30から14:30でのお取引となります。</p> <p>【インターネットバンキング】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3">銀行営業日</td> <td>0:00～10:30前まで</td> <td>当日の予約扱い</td> </tr> <tr> <td>10:30～15:00前まで</td> <td>当日扱い</td> </tr> <tr> <td>15:00～24:00前まで</td> <td>翌営業日扱い</td> </tr> <tr> <td>銀行休業日</td> <td>終日</td> <td>翌営業日扱い</td> </tr> </table> <p>※外国為替市場、利率決定等の都合上、取引時間がさらに制限されることがあります。 ※外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、お取引に応じられないことがあります。</p>	銀行営業日	0:00～10:30前まで	当日の予約扱い	10:30～15:00前まで	当日扱い	15:00～24:00前まで	翌営業日扱い	銀行休業日	終日	翌営業日扱い
銀行営業日	0:00～10:30前まで	当日の予約扱い										
	10:30～15:00前まで	当日扱い										
	15:00～24:00前まで	翌営業日扱い										
銀行休業日	終日	翌営業日扱い										
9	預入	<p>預入金額</p> <p>○1万通貨単位以上 米ドルの場合は、1万米ドル以上 豪ドルの場合は、1万豪ドル以上</p> <p>預入単位</p> <p>○1補助通貨単位 米ドルの場合は、1米セント単位 豪ドルの場合は、1豪セント単位</p> <p>預入方法</p> <p>○一括預入 ※当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座もしくは円の普通預金口座からの振替によりお預け入れいただけます。他通貨(円貨を除く。)からのお預け入れはできません。</p>										
	解約・払戻し	<p>○満期日以後の取引日に元利金を一括して支払います。</p> <p>○お支払は、ご指定のお客さまご本人名義の口座への振替により行います。 ※継続停止の申出をいただく場合、お客さまが指定することができる受取口座は、当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座に限らせていただきます。 (同一通貨の個人向け外貨普通預金口座をお持ちでないお客さまは、事前に店頭もしくはテレフォンバンキングで口座開設のお手続きが必要です。)</p> <p>○継続停止した元利金を同一通貨の個人向け外貨普通預金口座でお受取になったお客さまで、当行にある円普通預金口座でのお受取を希望される場合は、当該個人向け外貨普通預金口座からの振替が必要となります。</p> <p>○原則として中途解約はできません。 ※ただし、当行がやむをえないものと認めて満期日前の中途解約に応じる場合の取扱いについては、項目13の「中途解約時の取扱い」をご確認ください。</p>										

項目		内容							
11	利息								
	適用金利	○原則として預入(継続をしたときはその継続)時の店頭表示金利を満期日の前日まで適用します。 ※適用金利は、店頭またはあおぞらホームコールまでお問い合わせください。							
	利払方法	○満期日以後の取引日に一括して支払います。 ※満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における当行の当該通貨の個人向け外貨普通預金の利率によって計算し、一括して支払います。							
	計算方法	○付利単位を1補助通貨単位とした1年を365日とする日割計算(単利計算)							
12	税金	○利息は、利子所得の20%(国税15%、地方税5%)が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの満期時および中途解約時にお支払いする利息(*)に対しては、復興特別所得税が附加され、その利息計算期間の開始日にかかわらず、その利息計算期間の全期間にわたり、利子所得の20.315%(国税15.315%(**)、地方税5%)が源泉徴収されます。 (2012年12月31日以前よりお預けいただいている預金の利息についても、一律に復興特別所得税の対象となります。) (*)継続日に元金に組み入れて継続することとなる利息を含みます。 (**)復興特別所得税分 15%×2.1%=0.315% ○マル優の適用は受けられません。 ○為替差益は、「雑所得」として総合課税の対象となり、一定の場合を除き、確定申告が必要です。為替差損は、他の黒字の「雑所得」から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。							
13	中途解約時の取扱い	○当行がやむをえないものと認めて満期日前の中途解約に応じる場合には、預入日(継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における当行の当該通貨の個人向け外貨普通預金利率を適用し、税金を差し引いた利息とともに払い戻します。 ※中途解約の場合、お客さまが指定することができる受取口座は、当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座または円普通預金口座のいずれかに限らせていただきます。 ※上記にかかわらずインターネットバンキングによる中途解約の申出の場合、お客さまが指定することができる受取口座は、当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座に限らせていただきます。(同一通貨の個人向け外貨普通預金口座をお持ちでないお客さまは、事前に店頭もしくはテレフォンバンキングで口座開設のお手続きが必要です。)							
14	手数料、適用外国為替相場	○円を外貨に交換する際(お預け入れ時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTSレートを適用します。 ○外貨を円に交換する際(お引き出し時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。 ○TTS、TTB各レートに含まれる為替手数料は以下のとおりです。 【1通貨単位あたりの為替手数料】							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通貨</th> <th>片道</th> <th>往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>1円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>2円</td> <td>4円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一通貨建てのご本人名義口座間のお振替には、為替手数料がかかりません。 ○当行では次の各場合にに応じ、それぞれ当該各場合に定める為替レートのTTSレートまたはTTBレートを適用します。 【1回の取引金額が10万通貨単位未満の場合】 公表レート(取引日の当行所定の時間に当行所定の方法により公表します。) ※市場実勢レートが公表レートから1円以上乖離した場合、公表レートにかかわらず、当行が合理的に決定・変更する為替レートのTTSレートまたはTTBレートを適用します。 【1回の取引金額が10万通貨単位以上の場合】 市場実勢レート ※外国為替相場の急激な変動等により適用為替レートを変更する場合、一時的に個人向け外貨預金(個人向け外貨普通預金、個人向け外貨定期預金)のお取引に応じられないことがあります。</p>	通貨	片道	往復	米ドル	1円	2円	豪ドル
通貨	片道	往復							
米ドル	1円	2円							
豪ドル	2円	4円							
15	為替変動リスク(元本割れリスク)	○外国為替相場の動向等によっては、為替差損が生じ、解約・払戻し(中途解約を含みます。以下同じです。)時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、大きく元本割れとなる場合があります。また、仮に外国為替相場に全く変動がない場合でも、往復の上記為替手数料がお客さまのご負担となるため、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、元本割れが生じる場合があります。 ※預入時の為替レートと解約・払戻し時の為替レートが同水準であったとしても、TTSレートに含まれる手数料とTTBレートに含まれる手数料の合計額相当の差があるため、TTSレートとTTBレートは同水準とならず、源泉税控除後の支払利息(預金残高または元金に組入れられる源泉税控除後の利息を含みます。)の金額いかんによっては、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、元本割れが生じる場合があります。							

項目		内容
16	信用リスク	○万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、お客さまに損失が発生する可能性があります。
17	預金保険	○預金保険の対象ではありません。
18	付加できる特約事項	○該当ありません。
19	当行が契約している指定紛争解決機関（注）	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
20	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	○なし
21	その他	○外貨現金およびトラベラーズ・チェックのお取扱いはしていません。 ○お申し込み受付後の取引条件・内容について、変更または取消しはできません。 ○為替予約はできません。 ○法人のお客さま向けにご提供している外貨預金とは、商品性やサービス内容が異なりますのでご注意ください。

（注）

金融ADR制度について	
お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。 なお、お取引についてのトラブル等は、金融ADR制度（*）の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。	
（*）金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。	